横須賀市公共交通感染拡大防止支援補助金交付要領

（総則）

第１条　新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通の利用者が依然として少ない中、より安全な公共交通を確保するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（福祉輸送事業限定の事業者を除く。以下「タクシー事業者」という。）が、車内の衛生的な環境の確保等、感染拡大防止に取り組むことに対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところとする。

（補助対象事業者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすタクシー事業者とする。ただし、申請は各タクシー事業者ごとに１回限りとする。

 (１) 横須賀市内に営業所があり、横須賀市内を営業区域としている者

 (２) 個人にあっては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第６

　　号）第２条第３号に規定する暴力団員でないこと。

 (３) 法人にあっては、横須賀市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団でないこと及び当該団体の役員が同条第３号に規定する暴力団員でないこと。

（補助事業）

第３条　補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止に資する物品の購入及び作業とする。

（補助金額）

第４条　補助金の額は、予算の範囲内において、補助事業の実施に要した経費とする。ただし、次に掲げる事業者の区分に応じて、当該各号に定める額を上限とする。

 (１) 法人タクシー事業者　市内の営業所で保有するタクシー車両数に１万円を乗じて得た額

 (２) 個人タクシー事業者　１万円

（申請書の添付書類）

第５条　規則第４条第３号に規定するその他の参考となる書類は、団体の役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表（申請者が法人の場合に限る。）とし、同条第２号に規定する書類は省略するものとする。

（実績報告）

第６条　規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

 (１) 事業報告書

 (２) 感染症拡大の防止対策を行ったことが確認できる図書

（書類等の保管）

第７条　規則第８条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和２年８月４日から施行する。

（この要領の失効）

２　この要領は、令和３年３月31日限り、その効力を失う。

（経過規定）

３　令和２年４月１日からこの要領の規定の日までの間に行った第３条に規定する事業は、この要領の規定による補助事業とみなし、当該事業は、この要領の規定による補助金の申請を行う前に着手することができるものとする。